

労働・助成金情報 特急便

第 84 号 (2019 年 10 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今年度の助成金は従来からあるキャリアアップ助成金も人気ですが、「働き方改革」を推進する助成金
が新設されました。様々な助成金がありますが、申請をしたことがない企業でも申請しやすい助成金を
4つ紹介します。

■ キャリアアップ助成金(正社員化コース)

【概要】

有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換、または派遣労働者を直接雇用した会社に対して助成され
ます。キャリアアップ計画書を作成・提出し、入社6か月以上3年以下の有期契約社員を正社員に転換
して6か月経過すると助成金が申請できます。有期契約社員を無期契約社員へ転換、または無期契約社
員を正社員へ転換する場合も助成金は支給されますが、助成額は50%に減額されます。

※()内は生産性の向上が認められる場合の額

【助成額】

転換形態	中小企業	大企業
有期契約⇒正社員	57万円(72万円)	42.75万円(54万円)
有期契約⇒無期契約	28.5万円(36万円)	21.375万円(27万円)
無期契約⇒正社員	28.5万円(36万円)	21.375万円(27万円)

こんな会社にお勧めです

- ・正社員転換制度がある会社
- ・紹介予定派遣を受け入れている会社
- ・母子家庭の母や父子家庭の父を採用している会社（1名につき9.5万円加算されます）

■ キャリアアップ助成金(賃金規定等共通化コース)

【概要】

正規雇用労働者と有期契約労働者等との共通の職務に対応した賃金規定を新たに作成し、実際にその賃
金規定の内容で賃金を6か月以上継続して支払った場合に支給されます。

【助成額】

※()内は生産性の向上が認められる場合の額

	中小企業	大企業
制度の導入(1回のみ)	57万円(72万円)	42.75万円(54万円)
共通化した労働者2人目以降の 1人当たりの加算額(上限20人まで)	2万円(2.4万円)	1.5万円(1.8万円)

こんな会社にお勧めです

有期契約労働者等を雇用している会社で、「同一労働同一賃金」についての法改正に対応する賃金規定
の見直しを検討している会社。

■ 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)

【概要】

男性社員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む会社を支援する助成金です。年間10人まで申請が可能です。男性労働者の子どもが生まれてから8週間以内に育児休業を連続5日以上(大企業は連続14日以上)取得すると助成金が支給されます。

【助成額】

※()内は生産性の向上が認められる場合の額

中小企業		
取得人数	育児休業期間	助成金額
1人目	5日以上	57万円(72万円)
2～10人目	5日以上14日未満	14.25万円(18万円)
	14日以上1か月未満	23.75万円(30万円)
	1か月以上	33.25万円(42万円)

大企業		
取得人数	育児休業期間	助成金額
1人目	14日以上	28.5万円(36万円)
2～10人目	14日以上1か月未満	14.25万円(18万円)
	1か月以上2か月未満	23.75万円(30万円)
	2か月以上	33.25万円(42万円)

こんな会社にお勧めです

若手の男性社員を雇用したい会社で、定着率アップを狙う会社にお勧めです。育児休業が取れる会社は国内ではまだ少ない為「働きやすい職場」というイメージを持ってもらうことができます。

■ 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)

【概要】

勤務の終業時刻から次の勤務の始業時刻までの間に「9時間以上11時間未満」または「11時間以上」の「休息时间」を設ける制度を導入するため、支給対象となる取り組みを実施した事業主に対して、取り組みの実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて助成金が支給されます。

対象となる経費

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修、周知、啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 人材確保に向けた取り組み
- ⑤ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

①～④の経費は助成対象となる上限額が10万円。
⑤は、上限額が10万円。ただし届出にかかる経費と時間外・休日労働に関する協定の作成・変更にかかる経費は上限額が1万円。

【助成額】 費用の75%を限度額まで助成。

勤務間インターバルを新規導入する場合…休息时间数が9時間以上11時間未満は、80万円
…休息时间数が11時間以上100万円

こんな会社にお勧めです

今年の4月から労働時間の客観的把握が義務化されています。そのためタイムカードやICカードで従業員の勤怠管理をする必要があります。勤怠管理機器の購入・テレワークの導入で通信機器の購入を検討している場合、勤務間インターバル制度の導入で外部の専門家にコンサルティングを依頼したり、就業規則の作成を依頼したりする場合にお勧めです。この助成金は複数の組み合わせで実施する